

「飯田市南信濃基幹集落センター」の用途廃止について

市民協働環境部地域自治振興課

1 施設の概要

(1) 建物

- ・所在 飯田市南信濃和田 1380 番地
- ・構造・延床面積 鉄筋コンクリート造 3階建て 鋼板葺 647.97 m<sup>2</sup>
- ・取得月日 昭和 54 年 3 月 31 日 (本年度末経過年数 : 47 年)
- ・取得費 67,450 千円
- ・財源 国庫補助 : 27,000 千円、県費 5,038 千円 (山村地域農林漁業特別対策事業)

(2) 敷地 賃貸借契約 平成 17 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日 ※途中解除可能

(3) 年間コスト 賃借料 : 地権者 1 名 205 千円/年 保険料 : 9 千円

(4) 設置条例 飯田市南信濃基幹集落センター条例 (平成 17 年飯田市条例第 104 号。以下「設置条例」という。)

(5) 設置目的 地域内における基幹的な産業の振興と住民の福祉の向上に資するための公共施設

2 施設の現状

(1) 管理及び使用の形態

- ・直営による管理。平成 20 年度から文書倉庫として使用している。

(2) 使用の状況

- ・当該建物は、旧南信濃村役場と隣接していた。その際、森林組合の事務所を設ける他、行政執務室等、庁舎機能を補完する施設として使用していたが、南信濃地域交流センター建設に伴い旧役場施設を解体することになり、旧役場施設周辺も含めた跡利用について平成 19 年 3 月開催の地域協議会に諮問した。この際に、当該建物については、文書倉庫として使用していくことを説明し了承を得ている。
- ・設置条例に定める目的に沿って利用するには、利用申請、利用許可の手続によって利用することになるが、その目的どおりの利用は行っていない。また設置目的に沿った機能としては、南信濃地域交流センターを始めとした地域内の公共施設で補完できているため、今後も当該建物を市民が利用することはない (利用申請は受け付けない)。
- ・建物内には、旧村役場時代の書類を保存する他、1 階部分は資材保管庫となっている。

(3) 建物の状態

- ・昭和 54 年 3 月に建築された旧耐震建物であり、耐震診断や耐震化工事は行っていない。また、外壁の剥離などが見られ、利用に関して安全性が確保できない状況である。

### 3 廃止の理由

- ・当該建物は、設置条例で定められた「地域内における基幹的な産業の振興と住民の福祉の向上に資すること」を目的として、旧村時代に森林組合の事務所を設ける他、行政執務室等で使用してきたが、一定の役割を果たしたと考える。
  - ・また、公共施設マネジメントの取組の中で、旧耐震基準による建物であり耐震性がなく、外壁などの損壊が見られ利用上の安全性が確保できない建物に位置付けられる。
  - ・他の用途に転用し活用することは、膨大なコストを要する。
  - ・現状において市民が利用する予定がなく、他の施設で機能が補完できていることから、設置条例の廃止による市民の影響はない。
- 上記理由から、施設の設置条例を廃止（用途廃止）する。

### 4 廃止後の方向性

- ・廃止後は、当面の間、文書倉庫としての管理を行う。
- ・文書の移管が完了後、施設を解体し、土地を返還する。

## ■ 南信濃基幹集落センター



外 観



3階文書保管庫